

社会福祉授産施設法人における会計基準の検討

経営情報実務学科 藤 本 孝一郎

はじめに

授産施設は、社会福祉施設であるとともに、製品製造等の授産事業活動を施設の目的として行う。そのため得た収入から必要経費を控除した金額を工賃として利用者に支払うという、授産施設特有の会計処理を必要としている。公益を目的とする社会福祉事業法に規定する社会福祉法人では「社会福祉法人会計基準」が規定され、平成12年度から適用されている。授産施設についても会計基準が平成13年3月に、「授産施設会計基準」として公表された。

本稿では授産施設会計基準について総覧し、規定の特徴を検討し、最後にその適用を考察した。なおこの会計基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うこととなる。

1. 授産施設会計基準の基本的思考

(1) 授産施設の意義

社会福祉事業は第1種事業と第2種事業に大きく分類されている。入所施設を経営する事業や授産施設・公益質屋等の経済保護事業がおおむね第1種事業とされている。授産施設は、一般に、身体上若しくは精神上の理由等により雇用や生活が困難な者に対し、自活するために必要な訓練や職業を与える社会福祉施設をいう。そこで社会福祉法人としての特徴として製品製造などの授産事業活動があり、収入から必要経費等を控除した金額を工賃として利用者に支払うという特有の会計処理が必要となっている。

そこで授産施設についてはその会計基準が、平成13年3月に「授産施設会計基準」として公表された。授産施設会計基準は、「社会福祉法人全体の経営状況が把握できる社会福祉法人制度共通の会計基準」という、社会福祉法人会計基準の基本理念に沿い、原則的には社会福祉法人会計基準と同様の取扱いを行うとともに、授産施設特有の授産事業活動についての取扱いを加えた形のものになっている。

(2) 会計基準の基本的思考

授産施設会計基準（以下「授産基準」）は、社会福祉法人会計基準の理念に沿い、原則として法人基準と同様の取扱いとするとともに、授産施設に特有な授産事業活動についての会計処理の取扱いを加えて、定められている。まず授産基準は、簡潔明瞭なものとし、損益計算の考え方を採り入れることにより効率性が反映されるものとする事とした。さらに社会福祉法人としての高い公益性を基礎とした内容とされている。取引を適切に記録し、経営状況を適切に表示するための基本的な事項について定めたものであり、各法人における経理処理については、この基準を基礎にそれぞれの法人で自主的に定める事とした。

2. 計算書の体系

作成すべき財務諸表としては資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録があげられている。

- ① 資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成する。授産事業活動による収支、福祉事業活動による収支、施設整備等による収支及び財務活動による収支に区分し、決算額を予算額と対比して記載している。
- ② 事業活動収支計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成する。授産事業活動収支の部、福祉事業活動収支の部、事業活動外収支の部、特別収支の部及び繰越活動収支差額の部に区分して記載するものとしている。
- ③ 貸借対照表は、法人の会計年度末における財産状態を明らかにするために作成する。資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとしている。

また、支出には適正に計算された減価償却費を計上する損益計算思考を採り入れている。なお資金収支計算書、事業活動収支計算書には、経理区分ごとの内訳表を添付することとした。

3. 授産基準における処理の特徴

授産施設において行う授産事業活動に係る会計処理を行うに当たっての留意事項には次のような特徴がある。

(1) 経費と工賃

授産施設には「事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定されている。ここで必要経費に含まれると考えられるものは、授産事業活動の効率的な実施を促進するためなどに設置された職業指導員等の職員に係る人件費や、日々の授産事業活動の実施に直接的に必要な原材料費、光熱水費、運搬費等の必要最小限度の経費である。特に授産基準では原価計算制度の指示はない。

次に様式を示す。

(2) 剰余金の処理

授産事業支出明細表	
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
〇〇事業	
課 目	金 額
材料費	
当該材料（商品を含む）仕入高	

材料費計 (1)	
労務費	
利用者工賃	
授産事業指導等給与	
授産事業指導員等退職費	

労務費計 (2)	
外注加工費計	

外注加工費費計 (3)	
経費	
福利厚生費	
旅費交通費	
器具什器費	
消耗品費	
印刷製本費	
水道光熱費	
燃料費	
修繕費	
受注運搬費	
＝	
賃借料	
図書・教育費	
租税公課	
〇〇課	
雑費	

経費計 (4)	
授産事業費計 (5) = (1)+(2)+(3)+(4)	

基準によれば授産施設では原則として剰余金は発生せず、資金収支計算及び事業活動収支計算において「授産事業活動収支差額」は生じない。しかし授産基準第35条に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能となっている。その場合には授産事業活動に係る積立金であることを表示する名称を付し、授産事業活動収支差額との対比ができるようにすることになる。

(3) 資金収支計算の特徴

「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」中の「授産事業活動による収支」及び「授産事業活動収支の部」における「授産事業収入」及び「授産事業支出」については、各授産施設ご

とに経理区分を設けて処理をするものとしている。複数の授産施設で同じ作業を行っているなどの場合には、人数、作業量等、一定の量的基準に基づき按分処理する方法が示されている。

(4) 勘定規定の特徴

授産基準の実際の適用にはいくつか配慮する必要がある。授産施設を経営する法人の経理規程の制定が求められているが、複式簿記の実施による財産状態及び収支の状況について明確な記録および財務報告が求められている。そこで勘定科目は、他に定めのある場合を除き、授産基準に示した勘定科目への準拠が求められるが、設定については有る程度の裁量が認められている。なお附属明細書の作成が求められ、施設運営上重要な項目として、借入金、貸付金及び固定資産等の状況を明確にする明細書が挙げられている。

(5) 純資産の区分

貸借対照表の純資産は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動収支差額に区分するものとなっている。基本金には、社会福祉法人が事業活動を継続するために維持すべきものとして収受した金額が計上される。

4. 適用範囲等の検討

公益法人に適用される公益法人会計は、財団法人や社団法人に適用される会計をいう。その本質は、受託財産ないし受託資金の運用関する会計責任を明らかにする受託責任を明らかにする会計といえることができる。授産基準は原則として、授産施設を経営する全ての法人について適用するものとされている。ところで法人本部及び定款に記載された授産施設ごとの会計単位及び経理区分について区分ごとに収支計算が求められている。受託責任を明らかにする意味から、授産施設と他の社会福祉施設等を経営している場合は、授産施設にかかる会計単位を他の社会福祉施設等の会計単位との区分が要求されることになる。

おわりに

近年、社会福祉法人設立の進展にともない財務報告の重要性も大きくなっている。公益法人の経営効率化という視点からは財務計算に損益計算思考を適用することで、経営の適切な評価が可能となる。授産基準は、今後の社会福祉事業や法人基準の動向を踏まえ、適宜必要な見直しが必要と予想される。さらに改善と充実をはかる点からは今後の授産基準の運用状況を考察し、さらに経営指標との関連について研究したい。

【参考文献】

- [1] 永田，田中著「社会福祉法人の会計と税務」TKC 出版，2001年
- [2] 若林茂信著「国民の福祉の動向」（財）通商産業調査会，2001年
- [3] 本田，渡部著『[解説] 社会福祉法人会計基準』全国社会福祉協議会，1999年
- [4] 渋谷他著「公益法人の機関と運営」全国公益法人協会，2000年
- [5] きょうされん「小規模社会福祉法人通所授産施設開設のための総合ガイド」中央法規出版，2002年
- [6] 三浦他「地域福祉事典」中央法規，1998年
他